

特別定額給付金に係る補正予算について

1. 補正予算の概要

一律に一人あたり 10 万円を給付する特別定額給付金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に給付し、市民生活への影響を緩和するため、専決処分により補正予算を編成する。

2. 事業内容

○特別定額給付金給付事業 51,607,000 千円
(給付金：511 億円 事務費：5 億 700 万円)

- ・ 給付対象者 基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に記録されている者
 ※参考 令和2年4月1日現在 509,797 人
- ・ 給付額 給付対象者一人につき 10 万円
- ・ 受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主
- ・ 申請方法 ①申請書類の郵送
 ②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請
 上記①②を基本とし、やむを得ない場合は窓口で申請受付を行う
- ・ 給付開始日 5月14日（オンライン申請の場合）を予定（以降順次給付する）
- ・ 給付までの想定スケジュール

日程	オンライン申請（②）	郵送申請（①）
5/1	申請開始	
5/1～8	DV 避難者 市町村間の連絡調整期間	
5/14(予定)	第 1 回給付	
5/18～26(予定)		申請書郵送
5/22(予定)		第 1 回給付

3. 専決処分予定日

令和2年4月30日（木）